

食品衛生トピックス 《2012/10/26》

○「牛海綿状脳症対策の見直し」について

平成24年10月22日に開催された第450回食品安全委員会で
の審議を踏まえ、厚生労働省から平成23年12月19日に諮問した
「牛海綿状脳症(BSE)対策の見直し」に係る食品健康影響評価の
答申が同日付けで発出されました。

これにより、BSE対策は緩和に向けて一歩前進しました。

《評価目的の具体的内容》

我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策について、以下の措置を講ずるに当たっ
ての食品健康影響評価

(1) 国内措置

アと畜場における BSE 検査について、牛海綿状脳症対策特別措置法(平成 14 年
法律第 70 号)第 7 条第 1 項の規定に基づく検査の対象となる牛の月齢の改正。

イ特定部位について、牛海綿状脳症対策特別措置法第 7 条第 2 項並びにと畜場法
(昭和 28 年法律第 114 号)第 6 条、第 9 条の規定に基づき、衛生上支障のない
ように処理しなければならない牛の部位の範囲の改正。

ウ牛のせき柱を含む食品等の安全性確保について、食品衛生法(昭和 22 年法律第
233 号)第 11 条及び第 18 条に基づく規格基準の改正。

(2) 国境措置

① 米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について、輸入条件の改正。

②フランス及びオランダから輸入される牛肉及び牛の内臓について、輸入条件の設定。

《評価結果の要約》

現行の飼料規制等のリスク管理を前提とし、牛群の BSE 感染状況及び感染リスク並びに BSE 感染における牛と人との種間の障壁(いわゆる「種間バリア」)の存在を踏まえると、評価対象の 5 か国に関しては、諮問対象月齢である 30 か月齢以下の牛由来の牛肉及び牛内臓(扁桃及び回腸遠位部以外)の摂取に由来する BSE プリオンによる人での vCJD 発症は考え難い。

したがって、食品安全委員会は、得られた知見を総合的に考慮し、諮問内容のうち(1)の国内措置及び(2)の国境措置に関して、以下のとおり判断した。

(1)国内措置

ア 検査対象月齢

検査対象月齢に係る規制閾値が「20 か月齢」の場合と「30 か月齢」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

イ SRM の範囲

頭部(扁桃を除く。)、せき髄及びせき柱について、SRM の範囲が「全月齢」の場合と「30 か月齢超」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

(2)国境措置

ア 月齢制限

米国、カナダ、フランス及びオランダに係る国境措置に関し、月齢制限の規制閾値が「20 か月齢」(フランス及びオランダについては「輸入禁止」)の場合と「30 か月齢」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

イ SRM の範囲

米国、カナダ、フランス及びオランダに係る国境措置に関し、頭部(扁桃を除

く。)、せき髄及びせき柱について、SRM の範囲が「全月齢」(フランス及びオランダについては「輸入禁止」)の場合と「30 か月齢超」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。